

平成 24 年 12 月 21 日

IOSCOによる市中協議報告書 「信用格付会社に係る監督カレッジ」について

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「信用格付会社に係る監督カレッジ」と題する市中協議報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、国際的に活動する信用格付会社に係る監督カレッジの設立を推奨するとともに、設立及び運営方法の指針案を示している。

監督当局が各法域における信用格付会社の活動に対する視点しか有していないことがあるため、国際的に活動する信用格付会社による関連会社の世界中での設立は、監督上の課題となっている。信用格付会社に係る監督カレッジの設立により、情報交換や適切な場合に行われる協力が促進され、最終的に、監督当局による、国際的に活動する信用格付会社のリスク分析や監督の効率を高めることができる。

IOSCO を含めた多数の国際機関や基準設定主体は、これまで監督カレッジの設立に関するハイレベル原則を策定している。本報告書は、これらの作業を基に作成されており、既存の原則を信用格付会社のビジネスモデルに合わせて調整しようとするものである。

本報告書は、監督カレッジのメンバー、議長、会合、機能や情報の機密保持及びその利用と共に、監督カレッジの対象に関して提言案を示している。

本報告書に対するコメント期限は、2013 年 2 月 15 日（金）である。